



神奈川県

教育委員会

令和 8 年度

神奈川県職員採用選考受験案内 (学校技能員)

学校技能員の採用選考を行います。

《注意点》

- 災害等で選考が実施できないなど緊急のお知らせは、神奈川県職員採用選考（学校技能員）のお知らせ(<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/u5t/cnt/f6106/ginou15.html>)で行います。選考実施の変更等がある場合も、同ホームページに掲載しますので、適宜、御確認ください。
- 必ず e-kanagawa 電子申請システムで申し込んでください。（電子申請により申込みができない方は、8月7日（金）正午までに、神奈川県教育委員会教育局総務室人事グループ〔電話（045）210-8034〕に必ず御連絡ください（土日祝日を除く。）。）

1 学校技能員採用選考の概要

採用予定人員	8名程度
職務の内容	校舎・校地の清掃及び美化、緑化・樹木の手入れ・除草、小破修繕・簡易な製作等、冷暖房の準備等
採用予定日	令和9年4月1日（原則）
申込期間	令和8年8月3日（月）午前9時から同年8月17日（月）午後5時まで（受信有効）

2 受験資格

受 験 資 格
昭和39（1964）年4月2日から平成24（2012）年4月1日までに生まれた人

- ◎ 受験を希望する外国籍の方は、P. 4「11 受験を希望する外国籍の方へ」を御覧ください。
- ◎ 次のいずれかに該当する人は、受験できません。
 - ・ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
 - ・ 神奈川県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
 - ・ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で

破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

- ・ 平成 11 年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている人（心神耗弱を原因とするものを除く。）

3 選考の方法

種目	方法	内容	配点	時間
第 1 次選考	作文考査 記述式 1 題必須解答 400 字程度	表現力、理解力等についての筆記考査	100 点	—
第 2 次選考	人物考査 個別面接 1 回	人柄、性向等についての考査	200 点	1 人 約 30 分

4 選考の日時・場所及び合格発表

種目	日時	場所	合格発表
第 1 次選考	作文考査 受付期間 令和 8 年 8 月 20 日（木）から 同年 9 月 2 日（水）午後 5 時 まで（受信有効）	電子申請で提出	第 1 次選考 合格者発表 令和 8 年 9 月下旬～ 10 月上旬（予定） <u>合否にかかわらず、文 書で通知します。</u>
第 2 次選考	人物考査 令和 8 年 10 月下旬のうちの指 定する 1 日（日時は、第 1 次選 考合格通知に記載します。）	横浜市内 （場所は第 1 次 選考合格通知に 記載します。）	最終合格者発表 令和 8 年 11 月中旬 （予定） <u>合否にかかわらず、文 書で通知します。</u>

（注 1）受付通知、作文考査の作文題、答案用紙等の関係書類は、8 月 20 日（木）までに電子申請システムに登録します。登録が完了したらメールでお知らせしますので、電子申請システムにログインしてダウンロードしてください。

（注 2）受験番号は、受付通知に記載します。

（注 3）第 1 次選考の受付期間中に答案用紙の電子申請システムへの登録がなかった場合は、辞退したものとみなします。（受付期間を過ぎて提出された作文は、一切採点しません。）

（注 4）第 2 次選考当日、受付終了後は、受験できません。ただし、鉄道等の不通、遅れによるときは、鉄道機関発行の遅延証明書の提出を条件として受験を認める場合があります。

（注 5）第 2 次選考当日、所定の着席時刻に着席していない場合は、受験できません。

5 合格者の決定方法等

- ◎ 考查種目ごとに合格最低基準がありますので、当該基準に達しない場合、不合格となります。
- ◎ 第1次選考合格者は、第1次選考の得点の高い順に決定し、最終合格者は、第2次選考の得点の高い順に決定します。
- ◎ 期限内に作文が提出されていない場合は、その後の考查を受験できません。
- ◎ 受験資格がないこと又は虚偽の申告等が判明した場合は、その後の考查を受験できません。合格している場合は合格を取り消します。

6 合格発表方法について

第1次選考及び最終合格の発表は、合否にかかわらず受験者全員に文書で通知します。

※ 合否についての電話によるお問合せには応じられません。

7 選考結果の開示

	対象者	開示内容	開示方法
第1次選考	第1次選考の不合格者	採用選考の結果（総合ランク）	選考結果の「通知書」に掲載します。（電子申請の返信文書または郵送）
最終結果	第2次選考の受験者全員		

8 合格から採用まで

- ◎ 合格者に対し、意向確認等を行い、採用者を決定します。なお、受験資格の確認において、受験資格を満たしていることが証明できないと判断された場合は、採用されません。

合格 → 意向確認 → 採用内定 → 健康診断 → 採用

- ◎ 外国籍の人で就職が制限される在留資格の人は、採用されません。

9 勤務条件

- ◎ 給与の月額、次のとおりです。（令和8年4月1日現在）

	採用時
学校技能員	約 222,000 円

- ・ この額には地域手当が含まれています。このほか、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当、期末・勤勉手当等が、それぞれの支給条件に応じて支給されます。
 - ・ 採用に伴い住居を移転し、一定の要件を満たした場合、引っ越し代として転居費が支給されます。
 - ・ 採用時の給与の月額については、今後の給与改定等により上表記載の額から変動する場合があります。
 - ・ 上表は、新規に中学校を卒業した給与例で、中学校卒業後に学歴又は経歴のある場合は、この額に一定の基準で算出された額が加算されます。
- ◎ 主な休暇制度等は次のとおりです。
 - ・ 年次休暇（1年につき 20 日）、夏季休暇（5 日）、慶弔休暇、不妊治療休暇、

出産休暇、子の看護等休暇、育児休業、育児部分休業、子育て部分休暇、介護休暇など

- ・ フレックスタイム制度、時差出勤制度、育児・介護職員向け週休3日制度など

◎ 受動喫煙防止措置として、採用後の就業場所は、敷地内禁煙としています。

10 個人情報の取扱い

本選考の実施に際して収集した個人情報及び採用選考の結果については、教育委員会において、採用選考及び採用に関する事務の目的に限り、使用します。

11 受験を希望する外国籍の方へ

◎ 選考問題、選考方法は、日本国籍の人と同一です。

- ・ 作文考査は日本語による出題で、解答も日本語でしていただきます。
また、人物考査における面接はすべて日本語での質問・応答になります。

12 身体の障害などにより受験上の配慮を希望する方へ

身体の障害などにより受験上の配慮を希望する方は、申込期間中に、神奈川県教育委員会教育局総務室人事グループ〔電話(045)210-8034、FAX (045)210-8920〕まで必ず御連絡ください。

13 申込方法

必ず電子申請で申し込んでください。（電子申請により申込みができない方は、8月7日（金）正午までに、神奈川県教育委員会教育局総務室人事グループ〔電話(045)210-8034〕に必ず御連絡ください（土日祝日を除く。）。）

申込方法	1 神奈川県職員採用選考（学校技能員）のお知らせのページから、e-kanagawa 電子申請システムに接続し、利用者情報を登録してください。その後、登録した ID を利用して e-kanagawa 電子申請システムにログインし、顔写真を登録し、受験申込みを行ってください。 神奈川県職員採用選考（学校技能員）のお知らせページ URL https://www.pref.kanagawa.jp/docs/u5t/cnt/f6106/ginou15.html 2 e-kanagawa 電子申請システムで、必ず申込内容の照会を行い、申込みが行われていることを確認してください。申込みが確認できなかった場合は、すみやかに神奈川県教育委員会教育局総務室人事グループまで御連絡ください。 ※ 詳しくは、電子申請による申込（神奈川県教育委員会）を御覧ください。 URL https://www.pref.kanagawa.jp/docs/u5t/cnt/f6106/entry.html
申込期間	令和8年8月3日（月）午前9時～8月17日（月）午後5時まで（受信有効） ※ 電子申請申込受付期間中に正常に受信したものを有効とします。 ※ 受験申込期限直前は、システムが混み合うおそれがあるため、余裕を持って申し込んでください。 ※ システム機器の保守点検等により、電子申請申込受付期間中にシステムを停止する場合がありますので、御注意ください。使用されるパソコンや通信回線上の障害等によるトラブルについては、一切責任を負いません。
添付書類	顔写真（申込日前6か月以内に撮影した写真（縦横比4：3、上半身・脱帽・正面向き

	の本人と確認できるもの)を用意してください。)
受験申込み上の注意	・ すべて日本語で入力してください。 ・ 住所欄には、建物名、部屋番号まで詳しく入力してください。また連絡可能な電話番号を入力してください。

14 その他留意事項

- ◎ 学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号。令和8年12月25日に施行予定。以下「こども性暴力防止法」といいます。）に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実の確認が必要となります。
- ◎ 特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）は、こども性暴力防止法に基づき、こどもに接する業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、採用条件の一つとして、特定性犯罪の前科がないこと（特定性犯罪事実該当者ではないこと）を求めることとしています。なお、採用選考の過程（電子申請システムでの申込）において、予め、特定性犯罪の前科の有無を申告いただきます。
- ◎ 特定性犯罪の前科があること（特定性犯罪事実該当者であること）が判明した場合は、採用しないことがありますので、あらかじめご了承ください。

【問合せ先】神奈川県教育委員会教育局総務室人事グループ

〒231-8588 横浜市中区日本大通 1

電話 (045) 210-8034

FAX (045) 210-8920

